

医療的ケア児通学支援モデル事業及び医療的ケア児校外学習付添モデル事業について

1 事業概要

2021年9月18日に医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、医療的ケア児を育てる保護者の負担を軽減し、その家族の離職を防止する目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された。この法において、「医療的ケア児」が法律上で定義され、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことが初めて明文化された。

さらなる特別支援学校における医療的ケアの円滑な実施と質の向上のため、医療的ケア実施校に対する支援事業（通学支援、校外学習付添支援）の充実を図る。

- 2021年9月18日施行「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
 - ・医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、医療的ケア児を育てる保護者の負担を軽減し、その家族の離職を防止



「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」より抜粋

学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

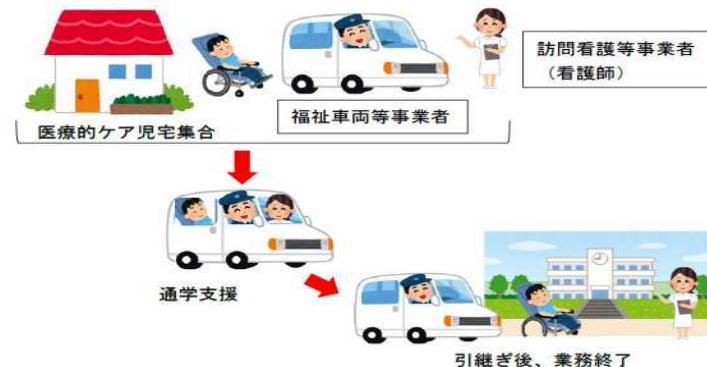
【必要な措置として対応を求められるもの】

- 通学支援（スクールバスに乗れない場合は基本保護者送迎）
- 校外学習付添支援（宿泊を伴う行事は保護者付添、日帰りも状況により依頼）

2 通学支援モデル事業

県立特別支援学校において、通学の途中に医療的ケアを行うことにより、スクールバス乗車ができず保護者による送迎が必要な児童生徒に対し、本人は健康でも保護者の都合により送迎が困難な場合に学習機会を保障するとともに、あわせて保護者の送迎の負担軽減を図る。

2024年度は名古屋特別支援学校、港特別支援学校をモデル校として実施し、将来的な全県での実施等に向けた検証を行う。



3 校外学習付添モデル事業

県立特別支援学校において、医師の指示により看護師の付添があれば保護者の付き添いなく参加が可能となる児童生徒の校外学習の実施にあたり、看護師の付添体制の構築を図る。

2024年度は豊橋特別支援学校、ひいらぎ特別支援学校をモデル校として実施し、将来的な全県での実施等に向けた検証を行う。

